

3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

「困難女性支援基本計画」

●3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援

◎ 現状と課題

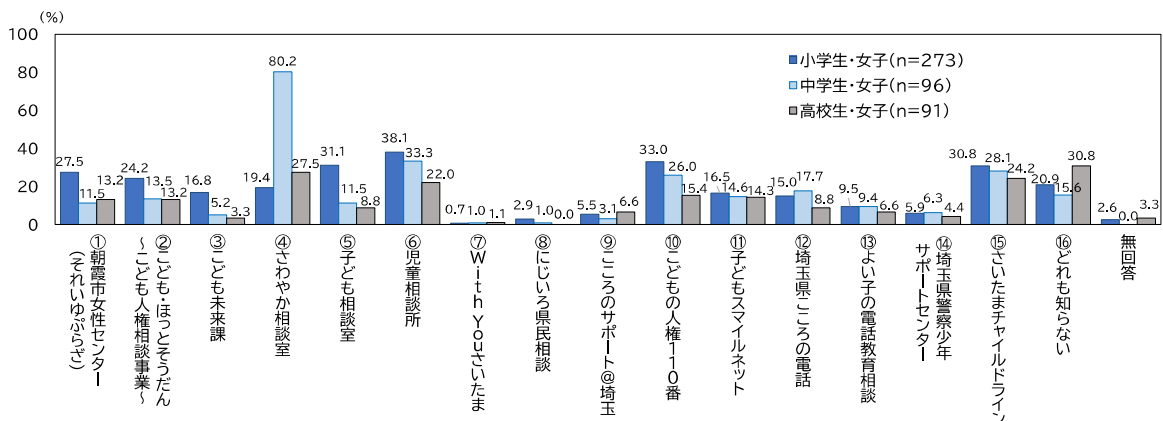
小学生・中学生・高校生意識調査によると、男性よりも女性の方が周囲からの性別による固定的な役割を押し付けられる割合が高い傾向がうかがえます。それによって将来の進路選択が狭まったり、家庭内のきょうだい格差、自己肯定感の低下等を引き起こし、若年女性の孤立化や経済的自立の阻害等につながる恐れがあります。

様々な要因から困難な状況を抱えている若年女性を支援するためには、民間団体を含む居場所づくり、育児・介護支援を含む福祉に関する支援、経済的支援、暴力や犯罪からの保護等、多面的な支援が必要となります。

必要な支援を着実に推進するためには、入口となる相談窓口の周知が必要不可欠です。小学生・中学生・高校生意識調査から、こども・若者向けの相談窓口の認知度をみると、「さわやか相談室」のように中学生の8割以上に知られている窓口もありますが、高校生は「どれも知らない」という生徒が3割以上にのぼっています。

こどもの頃の悩みや問題を解決できないまま、成長後さらに深刻な問題を抱えてしまう人は少なくありません。若年女性への相談窓口の周知方法を工夫すると同時に、困難な問題を抱えていても助けを求められない人を相談につなげる取組も重要といえます。

図表 相談窓口の認知度（小学生・中学生・高校生／女子）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

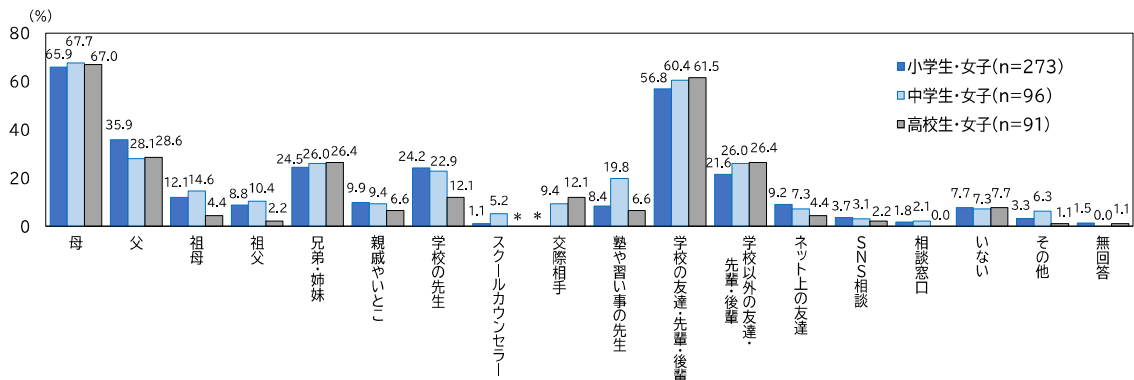
◎ 主な施策

○困難な問題を抱える若年女性への相談支援の強化・充実を図る

困難な問題を抱える時は相談できる窓口があるという認識を定着させるために、若い世代に対して学校等を通じた相談窓口の周知を積極的に行います。

また、若年女性に向けて、女性総合相談*をはじめとする各種相談によって生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、安心できる生活基盤を確保できるよう支援します。

図表 小学生・中学生・高校生の女子の悩みや心配事の相談先



*…当該項目が選択肢にない

資料:令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」と回答する女子の割合	小学生 7.7% 中学生 7.3% 高校生 7.7%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査
目標値の根拠	悩みを抱えた人が孤立することなく、相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

●3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

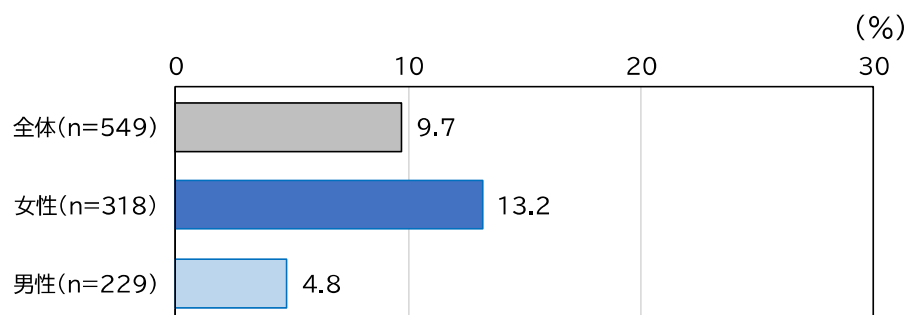
◎ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な面において男性との間に格差があったり、社会全般に性別による固定的な役割分業意識*が残っていたりすることなどから、貧困や地域社会からの孤立、安全な生活環境からの阻害など、様々な生活上の困難に直面している人がいます。中には複合的な問題に悩まされている人もいます。本市においてもDV*相談に寄せられる内容はDVに関する相談のみならず、多岐にわたります。

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症流行をきっかけに、これまで見過ごされてきた困難な状況に苦しむ女性の存在が顕在化しました。その後、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」が成立し、経済的困窮や家庭内暴力、性暴力、精神疾患等複合的な問題を抱える女性を支援するための国や地方公共団体の責務が示されました。

市としては、困難な問題を抱える女性に寄り添える相談窓口を広く周知し、時には支援を必要とする女性に積極的にアプローチする必要があります。また、複合的な問題に対応し、多様なニーズに応えられるように、埼玉県や関係機関、民間団体等と緊密に連携することが求められます。

図表 女性総合相談*を知っている市民の割合



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○アウトリーチ*などにより早期に把握する

地域において困難な問題を抱える女性をいち早く見つけるために、民生委員・児童委員など地域の様々な人材を活用し積極的な働きかけを推進します。

また、そのほかにも多くの市民に接する機会のあるスクールカウンセラーや保健師等が所属する部署と連携し、困難な問題を抱える女性が相談につながるよう支援を行います。

○関係機関や民間団体等と連携・協働し多様なニーズに対応する

困難な問題を抱える女性からの相談内容は複雑化・多様化しており、孤独・孤立対策といった視点を含めた支援が必要であることから、埼玉県男女共同参画推進センターや庁内各部署などの関係機関や民間団体と連携・協働し支援を行います。

○女性相談支援員の資質を向上する

困難な問題を抱える女性に寄り添い、適切な支援につなげられる専門的な知識、経験を有する女性相談支援員を配置します。また、必要に応じて女性相談支援員の知識や技能の向上のため、研修の受講や関係機関等との協力関係構築への支援を行います。

指 標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	女性が安心して相談できる場所の存在を周知し、当初値の2倍以上を目標に設定		

4 女性のエンパワーメント*の推進

「女性活躍推進計画」

●4-1 女性の就業生活における活躍の推進

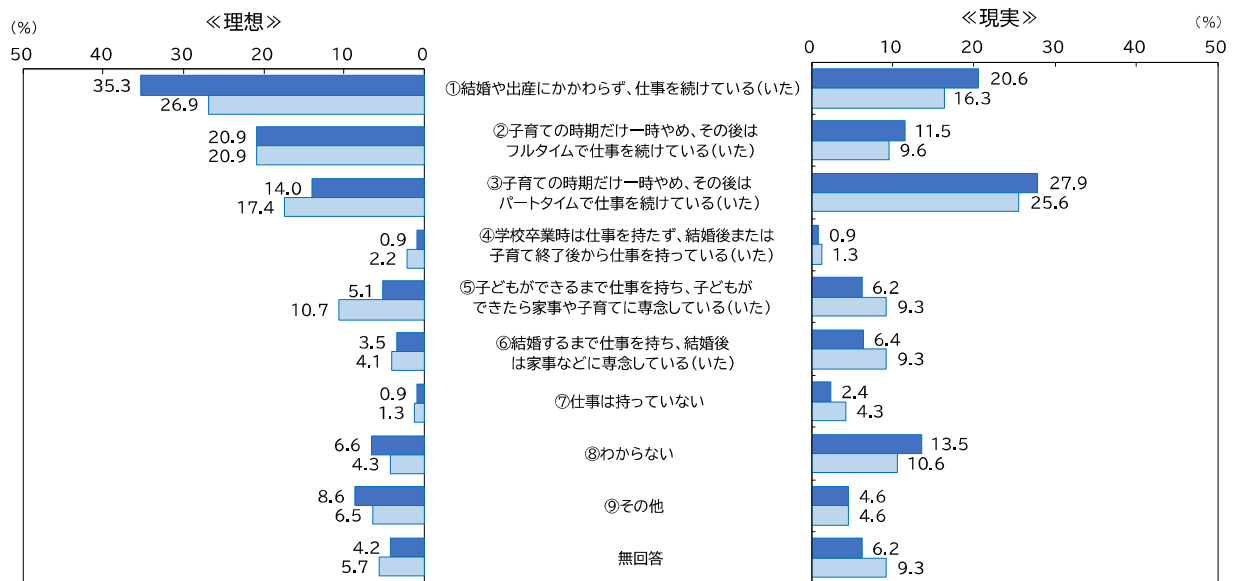
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度実施の市民意識調査結果と比較すると、女性の働き方（現実）については、結婚や出産を契機に家事や子育てに専念している割合は減少し、その後も様々な形で仕事を続けている割合が増加しています。

また、法制度の面では、育児・介護休業法の改正によって男性の育児休業取得が促進されたり、女性活躍推進法*の改正によって101人以上の企業では男女の賃金の差異や女性の管理職比率の公表が義務付けられたりするなど、女性の就業生活を取り巻く状況は年々変化しつつあります。

しかし、結婚、出産・育児などのライフイベントを理由とした女性の労働力率*の低下は緩和されてきたものの、仕事と家庭生活の両立についての課題は依然として残っています。市民意識調査で、働きたいと希望している女性に仕事に就く上で困っていることを質問したところ、求人募集における年齢や資格等の制限、勤務時間や給料、雇用時間等の条件が壁になっているという回答が多く寄せられました。女性が働きやすい環境の整備のためには、企業側の配慮が重要な役割を持っていることがうかがえます。

図表 女性の働き方（理想と現実／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

■ 令和6年度調査(n=549) □ 令和元年度調査(n=540)

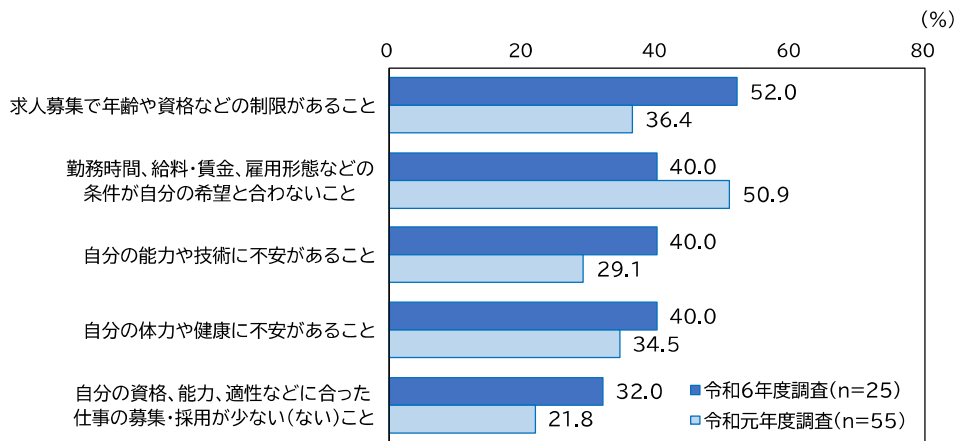
◎ 主な施策

○様々な就業形態における女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法*」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表 仕事に就く上で困っていること【上位5位】（女性／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
目標値の根拠	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できることを目標に設定		

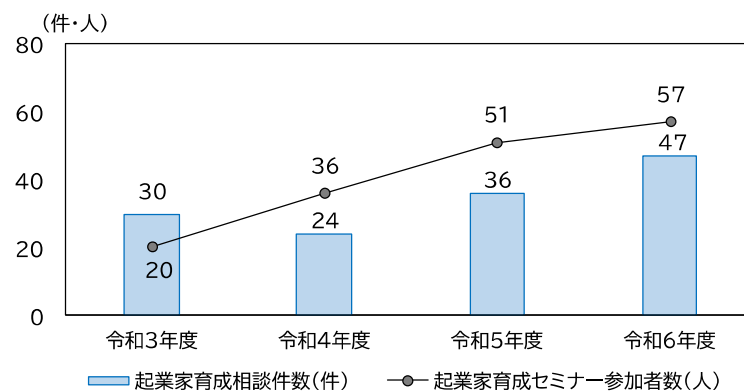
●4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援

◎ 現状と課題

女性は結婚や出産などライフステージの変化をきっかけに離職することが多いため、その働き方は多様です。再就職や起業、キャリアアップなど女性の新たなチャレンジを後押しするためには、能力開発の機会が十分に用意されていることや女性が活躍しやすい環境を整備することが重要な要素となります。本市では起業を目指す人向けに起業家育成相談や起業家育成セミナーを実施しており、どちらも年々利用者が増加しています。今後とも多くの人のニーズに応えるために、内容の充実と関係機関も含めた幅広い情報の提供が必要となります。

また、働く人や起業家同士のネットワーク構築を支援することや、NPO*と協働して事業を推進することは、個人や団体のエンパワーメント*にもつながります。セミナーや講座、研修等の学びの機会を広く提供すると同時に、活動機会を充実する取組が必要とされます。

図表 起業家育成相談件数と起業家育成セミナー参加者数（経年比較）



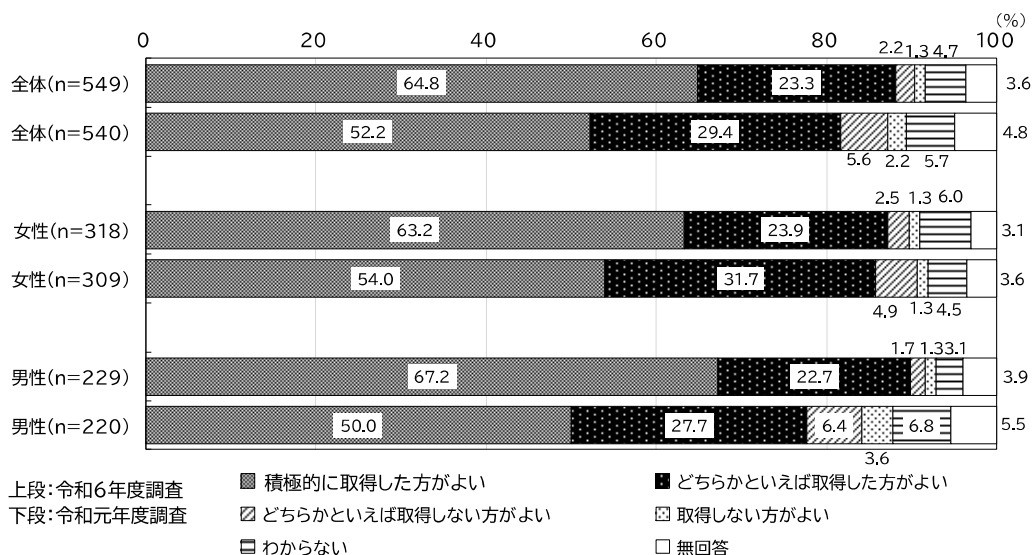
資料:朝霞市男女平等推進年次報告書

◎ 主な施策

○自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る

男女平等社会の実現を目指すための関連図書等の情報を充実し、市民に向けて積極的な情報提供を推進します。また、能力開発を支援するための各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表 男性の育児休業の取得について（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所アンケート
目標値の根拠	女性が職業生活において、より活躍しやすい環境を整備するため、男性の育児休業の取得向上を目標に設定		

●4-3 ワーク・ライフ・バランス*の推進

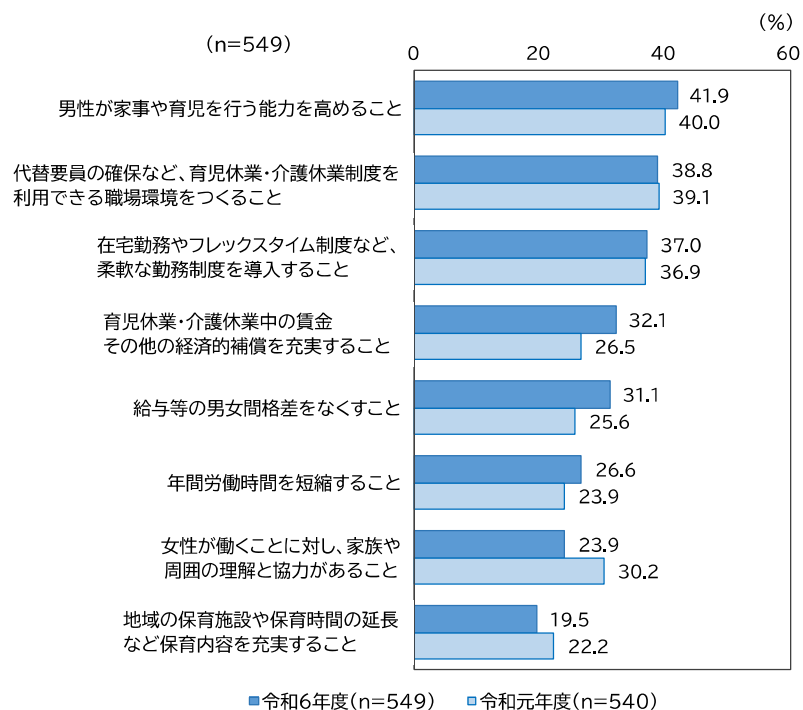
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度の市民意識調査と比較すると、家庭生活で優先していることについての女性の回答は「仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視」の割合が増加しており、ワーク・ライフ・バランスを実現している人が徐々に増えていることがうかがえます。

一方で、望むようなワーク・ライフ・バランスを実現できない人が依然として多い背景には、長時間労働の慣例化、仕事や家事・育児等における性別による固定的な役割分業意識*、育児・介護等を支える社会的な制度の不足、通勤時間の長さ等、社会全体に根強く残る様々な課題があげられます。

男女の労働者がワーク・ライフ・バランスをより実感できるように、市内事業所への働き方の見直しの呼びかけや男性が家事や育児・介護等にもっと関わられるような支援、育児や介護を社会的に支えられるような取組の整備等が必要です。

図表 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件
（上位8位／経年比較）



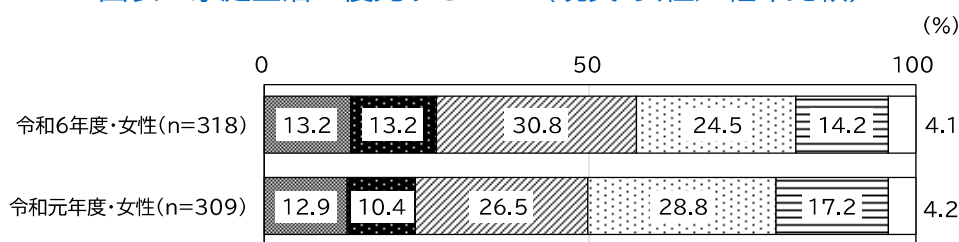
資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○ ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた環境を整備する

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各事業所に対して働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

図表 家庭生活で優先すること（現実 女性／経年比較）



- 仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念
- どちらかといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先
- 仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視
- どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活(家事・子育て・介護)を優先
- 家庭生活(家事・子育て・介護)に専念
- 無回答

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標		評価資料
仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	30.8%	50%	
目標値の根拠	個人がワーク・ライフ・バランスを実現することで、仕事と家庭の両方において、豊かに過ごすことができることを目標に設定		

5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

●5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

◎ 現状と課題

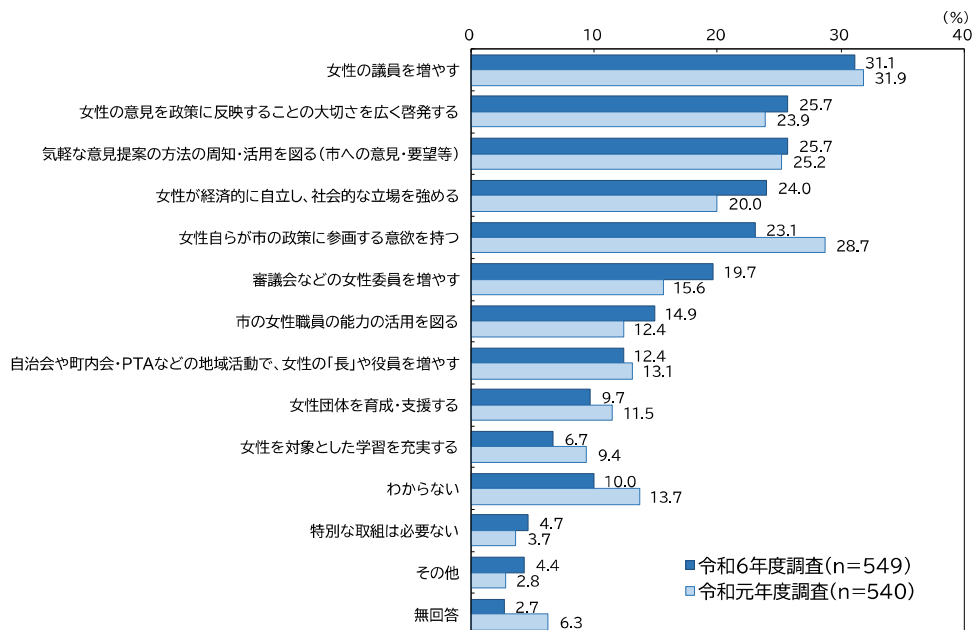
女性が政策や方針の立案や決定過程に参画することは、社会的、政治的、経済的に多くの意義があります。女性が意思決定に関わることによって、男性中心の体制下では見過ごされがちであった課題に光が当たることになり、政策や制度に包含されていた男女の不平等の是正につながることを期待されます。

政治の面においては、令和3（2021）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が改正され、妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活と議員活動の両立を支援する体制整備やハラスメント防止のための対策強化が義務付けられました。国、県の義務はもちろんのこと、市町村にも努力義務が位置付けられています。市民意識調査においても、市の政策に女性の意見を反映させるために必要なこととして「女性の議員を増やす」に最も多くの回答が集まるなど、市民の関心も高まっています。

庁内における男女平等の推進については、職員意識調査の結果からは男女が平等であると感じている職員が約半数いますが、業務によっては片方の性別にやや偏る傾向が見られます。また、管理職における男女の偏りも依然として残っています。

事業所についても、事業所アンケート結果から管理職や役員に女性が少ない実態がみられることから、経営上の意思決定過程に女性の登用を促進する必要があります。

図表 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○市政における男女共同参画の取組を推進する

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の市政の政策決定過程により多くの女性が参画できるように、女性人材の登用を促進します。

○庁内における男女共同参画の取組を推進する

「朝霞市庁内男女平等推進指針*」及び「朝霞市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大、キャリア形成支援、登用拡大、ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備、性別に関わらず家庭生活との両立を実現できる体制づくりを推進します。

○職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法*」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差に関する周知啓発を行います。

また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

ポジティブ・アクション*

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）として、次の指標を設定しています。

指標	数値目標		評価資料
市職員の女性管理監督職員の割合 ※1	当初値(R7) 21.2%	目標値(R17) 25%	朝霞市男女平等 推進年次報告書
各審議会等での女性委員登用率が30% 以上の審議会等の割合 ※2	当初値(R7) 53.2%	目標値(R17) 70%	朝霞市男女平等 推進年次報告書
目標値の根拠	※1 朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ※2 現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやすくなるよう、30%以上となることをめざして設定		

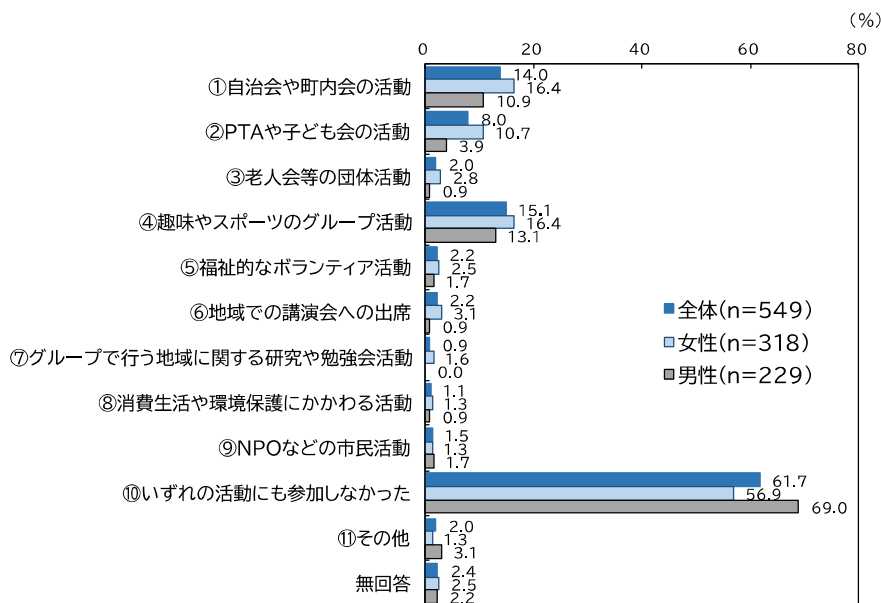
●5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

◎ 現状と課題

市民意識調査によると、地域活動についてはこの1年間いずれの活動に参加しなかったという人が61.7%を占めており、地域コミュニティのつながりの希薄化が浮き彫りになっています。また、男性は約7割が地域活動に不参加で女性との差が際立っています。しかし、埼玉県の「男女共同参画に関する年次報告」によると、本市の自治会長や町内会長に占める女性の割合は13.4%（令和6（2024）年7月1日現在）で、自治会長・町内会長の大半を男性が担っています。今後は少子化、高齢化がさらに進むことから地域コミュニティによる支え合いはより一層重要な意味を持つようになっていきます。地域活動や地域づくりのプロセスに男女が共に参画し、これまで以上に女性の意見を反映していけるように、誰もが参加できるような仕組みづくりと、性別にこだわらず共に責任を分かち合える意識啓発が必要といえます。

また、近年、市民の関心が高まっている防災活動においても地域コミュニティは重要な役割を持っています。内閣府が令和2（2020）年に公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」においては、女性は防災・復興の主體的な担い手であり、男女のニーズの違いに配慮して、防災から復興までの各過程に女性の視点を取り入れることをうたっています。今後、防災活動のあらゆるプロセスに女性の参画を増やしていくことが重要な課題といえます。

図表 地域活動への参加状況



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○地域活動への参画を促進する

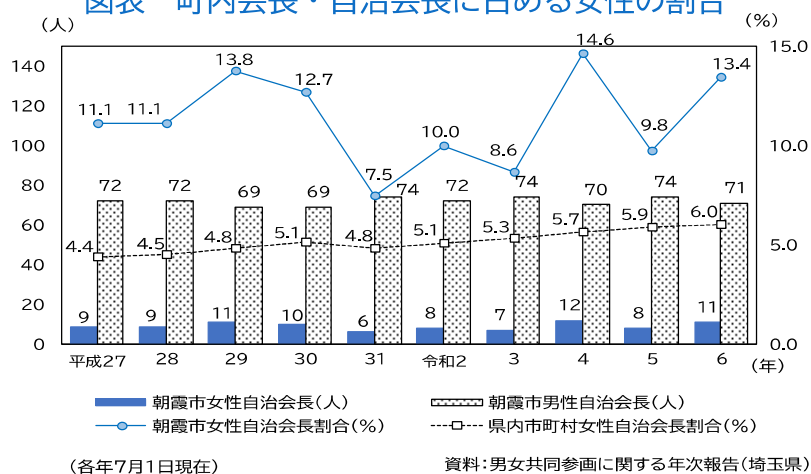
多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

○防災及び防犯における男女共同参画を推進する

「地域防災計画」に基づき、災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において男女共同参画で取り組む体制を整備するため、女性の防災リーダーの育成や様々な立場の人々に配慮する意識啓発を推進します。

さらに、地域防犯活動への女性の参画を促すため、積極的な情報提供や自治会等への呼びかけを行います。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



指標	数値目標		評価資料
地域社会活動に参加している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	38.3%	45%	
目標値の根拠	男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりを目標に設定。 ※評価に用いる数値は100%から「いずれの活動にも参加しなかった」を差し引いた割合		

6 多様な生き方の尊重と理解促進

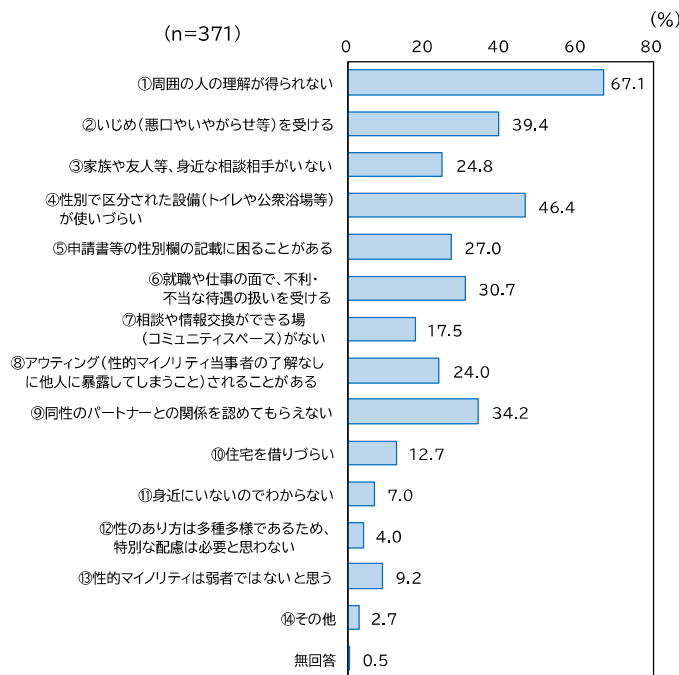
●6-1 SOGIE*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進

◎ 現状と課題

SOGIEとは、性的指向や性自認、性表現を表す言葉です。この言葉が持つ意義は、性的マイノリティ（LGBTQ*等）を他人事として捉えるのではなく、すべての人がそれぞれの性的指向・性自認・性表現を持っていると認識し、自分事として理解することにあります。令和元（2019）年度実施の市民意識調査では、この言葉も意味も理解していないと回答した人は42.6%でしたが、令和6（2024）年度調査時には56.8%に増加するなど、関心が薄れている状況がうかがえます。性の多様性について理解を促進するためにも、SOGIEについて周知を図ることが必要です。

また、本市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられることを目的として、令和5（2023）年から「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度*」を開始しました。同制度については、市民意識調査でも「知らない」と回答する人が約7割以上いるなど、さらなる周知が必要といえます。ほかにも、性的マイノリティの人が不安や不便を感じるような、市の施策のあり方や環境整備等について考えていく必要があります。

図表 性的マイノリティ（LGBTQ等）の人たちにとって生活しづらいと思われる理由



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う

啓発用リーフレットや広報あさか、市公式ホームページ等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座、パネル展等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

○学校教育において多様な性に関する理解を促進する

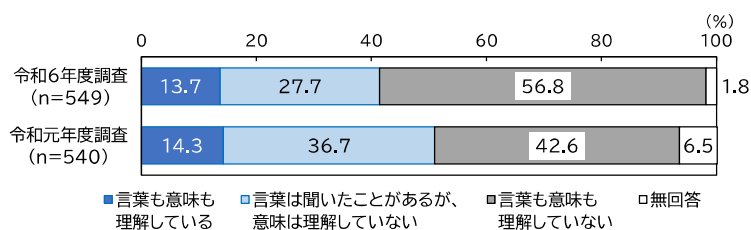
生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、一人ひとりに寄り添った対応に努めます。また、多様な性についての知識と一人ひとりの性的指向や性自認、性表現を尊重する意識を養う教育を推進します。

○市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討を行う

性的マイノリティの人々の権利が尊重され、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるように、市の施策や行政事務等の内容について、改善に向けて方策を検討します。

また、朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度*の周知と普及を目指します。

図表 SOGIE*（性的指向および性自認・性表現）という言葉の理解度（経年比較）



*令和元年度調査では「SOGI」という言葉の理解度

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標		評価資料
SOGIE（ソジー）という言葉を正しく理解している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	13.7%	20%	
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定		

第4章 計画の推進

- 1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働
- 2 総合的な推進体制
- 3 進行管理
- 4 指標・数値目標一覧表

1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

朝霞市男女平等推進条例には、男女平等社会実現のために、市、市民、事業者がなすべき責務が明記されています。本計画の推進においても、市、市民、事業者それぞれが次のような役割を担い、なおかつお互いに連携・協働しながら計画の推進にあたることとします。

(1) 市の役割

- 市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。
- 市民一人ひとりが性別等の違いにとらわれることなく、その意欲と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるような意識啓発及び社会環境の整備に努めます。
- 市役所から率先してジェンダー*平等意識の向上を促し、性別に関わらず誰もが平等な職場環境を目指します。また、女性の職員が力を十分に発揮できるための職場環境の充実とワーク・ライフ・バランス*を積極的に推進します。
 - －「朝霞市庁内男女平等推進指針*」の推進
 - －「朝霞市特定事業主行動計画」の推進
- 市民意識調査や事業所アンケート等の各種調査を定期的実施し、男女平等推進に関する市民の意識や市内事業所の実態把握に努めます。
- 国、県及び他の市町村と十分な連携を図ります。また、男女平等に関する施策の効果的な推進や市民等のエンパワーメント*のために、市民や事業者等と積極的に協働するものとします。

(2) 市民の役割

- 市民一人ひとりが性別による固定的な役割分業意識*を見直し、お互いの人権を尊重し、家庭生活や職場、学校、地域活動等において共に参画し、責任を分かち合います。
- 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に積極的に協力し、本計画の円滑な推進に寄与するものとします。
- 一人ひとりの多様な生き方を理解し、尊重するように努めます。また、家庭生活や職場、学校、地域活動等の様々な場面におけるハラスメント行為の根絶に努めます。

(3) 事業者の役割

- 事業者は、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めます。
- 労働者が、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めます。
- 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めます。

2 総合的な推進体制

めざす姿「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や各関連機関との連携のもとに本計画を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

本市は、次のような体制のもと、本計画の着実な推進を図ります。

(1) それいゆぷらざ（女性センター）*

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として位置付け、その機能やあり方については市民のニーズや社会情勢などをふまえ、適宜検討を行います。

男女平等に関する情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

なお、総務部人権庶務課は男女平等に関する施策を推進するとともに、それいゆぷらざ（女性センター）の運営及び下記の各種会議の事務局としての機能を担当します。

(2) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、庁内関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

(3) 朝霞市男女平等推進審議会*

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

(4) 朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議*

DV*等の防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策及び困難な問題を抱える女性への支援について、関係する機関が連携し、総合的に推進します。

(5) 朝霞市男女平等苦情処理委員*

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

3 進行管理

(1) 進捗状況の把握と事業評価【毎年度】

- 各担当課において事業の進捗状況を把握し、内部評価を行います。
- 朝霞市男女平等推進条例（以下、条例という）第 11 条に基づき、朝霞市男女平等推進審議会*の意見を聴いた上で、市の事業を評価します。

(2) 年次報告書の作成と公表【毎年度】

- 条例第 14 条に基づき、市は男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、公表します。

(3) 調査研究と計画の見直し【5 年毎もしくは必要に応じて】

- 条例第 12 条に基づき、市民意識調査や事業所アンケートをはじめとする各種調査を実施して、男女平等施策推進のための現況と課題を把握します。
- 基本計画における指標の数値目標の達成状況を把握します。
- 施策の推進状況や数値目標の達成度、男女平等社会実現に向けての現況と課題を踏まえて、施策の内容を見直し、指標(数値目標)をあらためて設定し、次期計画を策定します。

4 指標・数値目標一覧表

基本施策	施策の方向	指標	数値目標		評価資料
			当初値 (R7)	目標値 (R17)	
1 ジェンダー* 平等の推進	1-1 男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
	1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
2 パートナー や身近な人 からの暴力 の根絶	2-1 DV*等の防止に関わる意識の啓発	DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	31.7%	50%	市民意識調査
	2-2 DV被害者等の相談体制の充実	市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
	2-3 関係機関等との連携強化	DV対策等関係機関ネットワーク会議*の実施回数	1回	適切な運営	朝霞市男女平等推進 年次報告書
3 様々な困難 を抱える女 性に対する 支援の充実	3-1 若年女性が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時に相談できる相手が「いない」と回答する女子の割合	小学生7.7% 中学生7.3% 高校生7.7%	0%	小学生・中学生・ 高校生意識調査
	3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談*を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
4 女性のエン パワーメン ト*の推進	4-1 女性の就業生活における活躍の推進	勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
	4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所 アンケート
	4-3 ワーク・ライフ・バランス*の推進	仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合	30.8%	50%	市民意識調査
5 経済分野や 政策・方針 決定過程に おける男女 共同参画の 推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	53.2%	70%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
	5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	45%	市民意識調査
6 多様な生き 方の尊重と 理解促進	6-1 SOGIE*（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進	SOGIE（ソジー）という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査

市民意識調査から見てきたもの（仮）

※コラム

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 朝霞市男女平等推進条例
- 4 男女共同参画関連年表
- 5 用語解説

1 計画策定の経過

年度	月	経過
令和5 (2023) 年度	R6. 1月	第3回男女平等推進審議会(1/31) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
	3月	第2回男女平等推進庁内連絡会議幹事会(3/21) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について 第4回男女平等推進審議会(3/22) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について 第2回男女平等推進庁内連絡会議(3/26) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
令和6 (2024) 年度	7月	第2回男女平等推進庁内連絡会議(7/11) ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の内容について ・朝霞市平等に関する職員意識調査の実施について 第2回男女平等推進審議会(7/25) ・朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の内容について
	8月	職員意識調査実施(8/2～8/16)
	9月	男女平等推進に関する市民意識調査実施(8/23～9/20) 事業所アンケート実施(8/23～10/4)
	10月	小学生・中学生・高校生意識調査実施(9/18～10/2)
	R7. 2月	第4回男女平等推進庁内連絡会議(2/19) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について ・男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について 第4回男女平等推進審議会(2/21) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた事業所アンケートの結果について ・男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査の結果について
令和7 (2025) 年度	5月	第1回男女平等推進庁内連絡会議(5/16) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について 第1回男女平等推進審議会(5/23) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査の結果について
	7月	こどもモニター実施(7/11～7/25) 男女平等に関する市民意識調査結果報告書、事業所アンケート結果報告書、小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書の発行
	8月	第2回男女平等推進庁内連絡会議(8/15) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について 第2回男女平等推進審議会(8/20) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について
	10月	第3回男女平等推進庁内連絡会議(10/2) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について 第3回男女平等推進審議会(10/3)
	11月	・第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について オープンハウス形式による市民意見交換会実施(10/12、10/15) 市民コメント実施(10/21～11/19) 職員コメント実施(10/21～11/19)

年度	月	経過
	12月	第4回男女平等推進庁内連絡会議(12/10)【書面会議】 ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について 第4回男女平等推進審議会(12/11) ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画(案)について
	1月	政策調整会議(1/6) 庁議(1/19)
	3月	第3次男女平等推進行動計画策定

2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	任期	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	R5.7.15～R7.7.14	委員	朝霞市女性センター(それいゆぶらざ)
	片山 弥生	R7.7.15～R9.7.14	委員	登録団体
関係行政機関の職員	金井美奈子	R5.7.15～R7.3.31	委員	埼玉県朝霞保健所
	井ヶ田輝美	R7.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	
	岩上 和弘	R5.7.15～R7.3.31	委員	埼玉県朝霞警察署
	根上 敦全	R7.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	
	奥ノ木智子	R5.7.15～R6.3.31	委員	埼玉県男女共同参画推進センター
	渡辺千津子	R6.4.1～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	
知識経験者	金子智恵子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	副会長 //	朝霞市商工会
	久慈須美子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	女性起業家
	栗山 昇	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	会長 //	司法書士
	土佐 隆子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	民生委員・児童委員
	内山 有子	R5.7.15～R7.7.14	委員	東洋大学
	小柴 和子	R7.7.15～R9.7.14	委員	
公募による市民	兼本 尚昌	R5.7.15～R7.7.14	委員	
	川村 三奈	R5.7.15～R7.7.14	委員	
	島根 道子	R5.7.15～R7.7.14 R7.7.15～R9.7.14	委員 //	
	武田 範夫	R7.7.15～R9.7.14	委員	
	山里 秀則	R7.7.15～R9.7.14	委員	

3 法令

○男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

最終改正: 令和8年4月1日施行
(令和7年法律第80号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよ

うに努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもつ

て組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

附 則 (令和7年6月27日法律第80号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正: 令和7年10月1日施行
(令和5年法律第53号)

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条の4)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条—第31条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対

する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、

地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定める

ところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファク

- シミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被

後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意がある場合に限り、することができる。

6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令(以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に
おける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面(以下「申立書」という。)に第1項第五号イから二まで又は前項第三号イから二ま

でに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治41年法律53号)第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二まで又は同条第2項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(次項において「書面等」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する電子決定書(第21条において準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第122条において準用する同法第252条第1項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第18条** 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

- 第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第1項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- 2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 4 民事訴訟法第91条第5項の規定は、第1項及び第2項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

- 第19条の2** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。
- 2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
 - 3 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

- 4 前3項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 5 民事訴訟法第91条第5項の規定は、第1項及び第2項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第19条の3 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第一章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を含み、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係

にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第二号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。)に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項(第28条の2

において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。